

告示

長野県告示第335号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	認定の有効期限
伊勢宮胃腸外科	長野市伊勢宮一丁目23番1号	平成15年 6月25日

医務課

長野県告示第336号

精神障害者社会復帰訓練事業補助金交付要綱（昭和61年長野県告示第494号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

第1中「一部事務組合」の次に「及び広域連合」を加える。

別表中

178,500円	を	169,300円	に改める。
156,200円		148,200円	
178,500円		169,300円	

保健予防課

長野県告示第337号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体 ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。	平成15年7月16日から 平成16年3月31日まで	酵素免疫測定法による検査

畜産課

長野県告示第338号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
山ノ内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
山ノ内都市計画下水道事業 山ノ内町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年11月14日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

下水道課



公告

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
長野県庁舎電気設備定期精密検査業務
 - (2) 役務の特質
長野県庁舎の電気設備（特別高圧受電設備を含む。）の定期精密検査
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成15年9月24日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した

金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 電気主任技術者2種の技術員を有する者であること。
- (5) 過去に33,000V以上の特別高圧受電設備に係る精密検査業務の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年7月10日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎 101号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けない。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年7月4日(金)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。
- (8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県庁消防設備点検作業一式
- (2) 役務の特質
長野県庁舎(本館、議会議棟、西庁舎及び東庁舎をいう。)の消防設備点検作業
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
- (5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を12人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月14日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎 301号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けない。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年7月4日(金)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月26日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動マイクロプレート測定装置 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年8月29日

(4) 納入場所

長野県立こども病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当

する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

南安曇郡豊科町大字豊科3100

長野県立こども病院 事務局

電話 0263 (73) 6700 内線 3014

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成15年7月7日 午後5時

イ 場所 南安曇郡豊科町大字豊科3100

(郵便番号 399-8288)

長野県立こども病院 事務局

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年7月8日 午後1時30分

イ 場所 長野県立こども病院 南棟2階会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

病院事業会計財務システム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 納入期限

平成16年3月31日

(4) 納入場所

入札説明書のとおりです。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札手続等

(1) 担当する室の名称及び所在地

ア 場所 郵便番号 380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部医務課県立病院室

イ 電話 026(235)7160

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成15年6月26日から同年7月18日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

(1)の場所

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等（以下「確認申請書等」という。）の受付期間、受付場所及び提出方法
ア 受付期間

平成15年6月30日から同年7月18日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1)の場所

ウ 提出方法

持参の上、1部提出してください。

(4) 入札説明会

実施しません。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年8月8日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎 304号会議室

(6) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年8月7日 午後5時（必着）

イ 場所 (1)の場所

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りではありません。

(3) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではありません。

(4) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(6) 契約書作成の可否

必要です。

5 その他

詳細は入札説明書のとおりです。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Hospital computer accounting System 1 set

(2) Delivery date:

March 31, 2004

(3) Delivery place:

As stated in the bid description

(4) Contact place for information about the tender ;

description / conditions / and other inquires:

Prefectural Hospital Office, Medical Affairs Division,

Health Department Nagano Prefectural Government

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano

City

TEL 026 (235) 7160

(5) Time and Place for the tender:

Time: 10:00 AM August 8, 2003

Place: Conference Room 304, Nagano Prefectural
Government West Annex

(6) Time limit of tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM August 7, 2003

Place: Prefectural Hospital Office, Medical Affairs
Division, Health Department Nagano Prefectural
Government
692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City
380-8570 JAPAN

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
不法投棄防止警戒箇所監視委託
- (2) 役務の特質
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成15年7月22日から平成16年1月31日までの間で、県が指定する120日
- (4) 業務場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた者であること。
- (5) 事業実施に当たり、失業者の新規雇用（従事者の75%以上、事業費の人件費割合が80%以上又は従事者の85%以上、事業費の人件費割合が70%以上）が図れる者であり、また不法投棄行

為者の確認及び通報を迅速かつ的確に行える者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692の2
長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室
電話 026 (235) 7203

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含む。）
ア 日時 平成15年7月7日 午後5時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692の2
（県庁専用郵便番号 380-8570）
長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年7月11日 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎 302号室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要する。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

廃棄物監視指導室

公告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第63条第1項の規定による損失補償に係る裁定の申請について、同条第2項において準用する同法第32条第2項の規定による裁定の通知を行った結果、申請に対する答弁書の提出がなかったため、同法第63条第3項の規定による裁定を行いました。

なお、損失を受けた相手方の住所及び氏名を確知できなかったため、同法第63条第2項において準用する同法第32条第3項の規定による通知に代えて次のとおり公告します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 損失補償に係る裁定の申請者
東京電力株式会社
- 2 損失補償に係る裁定の申請内容

- (1) 補償対象となる植物が所在していた場所
長野県諏訪郡下諏訪町字山ノ神沢ヨリ赤渋山境迄3123-286
- (2) 補償対象となる植物の種類及び数量

区分	種類	植物の種類	数量(本)
法定の離隔距離内に進入していたもの		カラマツ	2
		ナラ	26
		アカマツ	13
		シラカバ	31
		サクラ	3
		サルスベリ	1
		クリ	2
		ハウノキ	1
		ヤナギ	2
		カエデ	1
		小計	82
	法定の離隔距離内に進入するおそれがあったもの		
合計			82

- (3) 補償対象となる植物の損失補償額
申請者が主張する金額 67,660円

3 申請に対する裁定

- (1) 損失補償額 99,550円
(2) 支払時期 平成15年7月24日(木)までに損失を受けた相手方に支払います。
(3) 支払方法 持参払いとします。

産業技術課

公告

平成15年度長野県工科短期大学第1回及び第2回専門短期課程(セミナー)の受講者を次のとおり募集します。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

実施場所	教科課程(コース)名	期間	募集人員
長野県工科短期大学 上田市大字下之郷813-8 (郵便番号386-1211) 電話 0268(39)1111	サーバ構築講座	平成15年 7月29日(火) 7月30日(水) 7月31日(木) の3日間	10人
	シーケンサによるメカニズム制御		12人
	新人のためのマシニングセンター基礎講座	平成15年 7月30日(水) 7月31日(木) 8月1日(金) の3日間	6人

2 受講対象者

サーバ構築講座	Linuxを用いたセキュアなサーバ構築並びにOpenSSH、Apache及びSambaの設定について興味のある者
シーケンサによるメカニズム制御	機械及び電子制御に関心を持つ入社1~2年程度の技術者
新人のためのマシニングセンター基礎講座	これからマシニングセンタの業務に就く者又は就きたい者

3 受講手続

- (1) 提出書類 受講申込書(長野県工科短期大学校所定の用紙による。)
(2) 受付場所 長野県工科短期大学校教務学生課
(3) 受付期間 平成15年7月7日(月)から7月17日(木)まで

4 受講料

3,800円

なお、市販本をテキストとして使用するので、テキスト代が別途必要です。

5 その他

受講申込書の請求又は受講についての問い合わせは、長野県工科短期大学校に行ってください。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年6月26日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	患疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年6月12日	疑似患畜	1	諏訪郡富士見町

畜産課

公告

平成15年6月18日、南安曇郡穂高町による鼠穴南地区の土地改良事業の施行に同意しました。

平成15年6月26日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

土地改良課

公告

上水内郡三水村による向山地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年6月26日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成13年7月30日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
上水内郡三水村
- 4 事務所の所在地
上水内郡三水村大字芋川324番地
- 5 工事着手年月日
平成14年2月15日
- 6 工事完了年月日
平成15年3月19日

土地改良課

公告

上水内郡小川村による大久保地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成15年6月26日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成13年7月31日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
上水内郡小川村
- 4 事務所の所在地
上水内郡小川村大字高府8800番地 8
- 5 工事着手年月日
平成13年10月16日
- 6 工事完了年月日
平成15年3月24日

土地改良課

公告

平成15年3月20日認可した更級郡上山田町による弥勒寺地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成15年6月11日行った旨届出がありました。

平成15年6月26日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

農村整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭良

- 1(1) 許可番号
平成15年5月20日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-23号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字制礼場19-101
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北佐久郡軽井沢町軽井沢東246
株式会社タカラクリエイト
代表取締役社長 上村 康浩
- 2(1) 許可番号
平成14年11月19日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-24号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市大字岩村田字下樋田1762、1763-1、1764、1765-1、1765-2、1766-1、1767-4、1769-2、1771-2、1790-1、1790-2、1790-3、1790-4、1790-5、1790-7、1791、1792-1、1793-1、1795-1、1795-3、1796-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
栃木県小山市大字卒島1293
株式会社カワチ薬品 代表取締役社長 河内 伸二
- 3(1) 許可番号
平成15年1月17日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-32号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市大字岩村田字下樋田1767-1、1767-3、1768、1769-1、1770-1、1771-1、1772、1773-4、1773-6、1778-3、1778-6
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県高崎市東町172-9
東鉄工業株式会社高崎支店
取締役支店長 田中 利昭
- 4(1) 許可番号
平成15年3月28日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-39号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小諸市大字和田字釜田原85-1、85-3、字唐堀912-1、912-5、字和田原914-1、915-1、915-2、916-1、917-1、918-1、918-2、918-3、918-4、918-5、918-6、922-1、大字御影新田字香久保2593-3、字和田原2762-4、2766-3、2768-1、2769
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤 公平
- 5(1) 許可番号
平成15年6月10日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79の内、1178-82の内、1178-798の内、1178-1232の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区神宮前6-35-1
株式会社コクド 代表取締役社長 三上 豊

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

1 許可番号

平成14年12月13日 長野県諏訪地方事務所指令14諏地建第16-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

諏訪市上川3-2427-1の内、2428、2429-1、2429-2、2430、2431、2432-1、2433-1、2434、2390-1、2391、2392、2393、2394、2395、2396-1の内(A工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市南長池205

株式会社綿半ホームエイド

代表取締役社長 下 島 憲 秋

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県木曾地方事務所長 小 池 茂 見

1 許可番号

平成14年4月23日 長野県木曾地方事務所指令14木地商第53-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木曾郡上松町大字上松字沖田188-53、188-56、188-59、188-60、188-61、188-65、188-66、205-1、205-5、205-6、208-2、208-3、208-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

木曾郡上松町大字上松字沖田188-53

上松電子株式会社 代表取締役 古 畑 勇

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1(1) 許可番号

平成14年8月27日 長野県指令14建第30-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科489-1、489-5、489-11

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市埋橋1-9-30

三和興産株式会社 代表取締役 竹 村 育 士

2(1) 許可番号

平成15年5月6日 長野県指令15建第1-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高613-9

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市上郷黒田3199-1

有限会社エステート建設コンサルタント

代表取締役 岩 崎 計 利

3(1) 許可番号

平成14年11月21日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡穂高町北穂高2047、2048、2060-1、2060-2、2061、2064、2065、2066、2067、2100-7、2102-1、2108-1、2108-2、2108-3、2108-5、2109-1、2109-2、2112、2113、2115-1、2115-2、2115-3、2115-4、2115-5、2115-6、2115-7、2118-1、2118-4、2118-5、2118-6、2118-11、2119-4、2119-5、2119-6、2119-7、2590-5、2590-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡穂高町大字穂高6658

穂高町長 平 林 伊三郎

4(1) 許可番号

平成15年5月13日 長野県松本地方事務所指令15松地建第22-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科3993-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科3281 丸 山 よしみ

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県北安曇地方事務所長 宮 坂 正 巳

1 許可番号

平成14年12月2日 長野県北安曇地方事務所指令14北安地商第201-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡池田町大字会染5159の内、5160の内、5161の内、5162の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡池田町大字会染6108-77

有限会社あづみ野社 代表取締役 遠 藤 一 彦

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年6月26日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

1 許可番号

平成15年4月9日 長野県長野地方事務所指令14長地建第17-8号

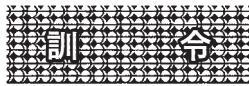
2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂2-1468-1の内、1469-2、1469-3の内、1469-4、1470-1、1471-1の内、1471-4、1474-2、1476-1、1477-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字墨坂2-1-8 田幸ちよ子、田幸俊季

建築管理課



長野県公営企業訓令第4号

長野県企業局の組織に関する規程に定める本庁の課における兼務に関する規程(昭和60年長野県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正します。

平成15年6月26日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

本則の表中「考査相談員」を「職員相談員」に改める。

総務課